

# 平成31年度分 市民税・県民税申告の手引 浜松市

市民税・県民税は前年の所得に対して課税されますので、平成30年1月～12月までの所得について申告してください。

## 申告期限・・・平成31年3月15日（金）

（申告相談の日程は、別紙「市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。）

申告が必要な人⇒平成31年1月1日現在浜松市に居住し、平成30年中に所得のあった人

※ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- （1）税務署へ所得税の確定申告をする人（上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得があった人で、所得税と異なる課税方式を選択する人を除きます。（P4参照））
- （2）公的年金等の収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除のない人（P14「公的年金等の収入の申告について」をご覧ください。）
- （3）勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得や控除のない人
- （4）非課税所得のみの人（遺族年金・障害年金・雇用保険などを受給していた人）

◎平成30年中に所得がなかった人、上記（4）に該当する人は、申告の義務はありませんが、各種申請手続き等（※）の資料となりますので、必要な人は申告してください。

（※）非課税証明書発行、国民健康保険料・児童扶養手当・保育料・公営住宅家賃の算定、ビザ申請、国民年金の免除申請など

## 申告に必要なもの

- （1）市民税・県民税申告書
- （2）マイナンバーカード又は番号確認書類（通知カードなど）と身元確認書類（運転免許証など）（P16「マイナンバー（個人番号）の記載について」をご覧ください。）
- （3）認印（スタンプ印は不可）、ボールペン、電卓
- （4）平成30年中の収支が明らかになるもの（源泉徴収票・支払証明書・収支内訳書・帳簿類など）
- （5）平成30年中に支払った社会保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・寄附金などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書（支払額証明書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書（P8～P9参照）など
- （6）障害者控除を受ける人は、障害者手帳（コピー可）など
- （7）配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）
- （8）国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等を受ける人は、親族関係書類及び送金関係書類（外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も添付）

※源泉徴収票や各種控除の証明書を紛失された人は、証明書などを発行しているところに再発行を依頼してください。

◎申告書を郵送する場合は、必要事項をご記入の上、源泉徴収票・控除証明書・マイナンバーカードの表面及び裏面の写し又は番号確認書類と身元確認書類の写し等の関係書類を同封し、市民税課へお送りください。（関係書類は、申告書に貼り付けないでください。）

※証明書などが添付されていない場合、控除の適用を受けられないことがあります。  
※関係書類等の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

浜松市ホームページで市民税・県民税申告書の作成ができます。

【浜松市トップページ>くらし・手続き>税金>市民税>市・県民税の申告>申告書の作成】

浜松市 市・県民税の申告 検索



お問合せ・郵送先

〒430-0948

浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎2階  
浜松市役所 財務部市民税課 個人市民税グループ

TEL (053)457-2145

# 申告書の書き方

## 申告書表面

### 平成31年度分 市民税・県民税 申告書

宛名番号	
業種又は職業	会社員
電話番号	〇〇〇-××××
個人番号	〇〇〇〇××××△△△△
世帯主との続柄	本人

(あて先) 浜松市長	現住所 浜松市中区元城町103番地の2
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 同上
	フリガナ ハママツ タロウ
	氏名 浜松 太郎
	生年月日 明・大平 28・1・10
	世帯主の氏名 浜松 太郎

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑪ 医療費控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引かれる金額
⑫ 社会保険料控除	支払った医療費等	支払った金額	支払った金額
⑬ 生命保険料控除	社会保険の種類	源泉票・任意継続	支払った保険料
	国民年金・その他	国民年金・介護・後期	合計
⑭ 地震保険料控除	(支払った)新生命保険料の計	(支払った)旧生命保険料の計	
	(支払った)新個人年金保険料の計	(支払った)旧個人年金保険料の計	
⑮ 障害者控除	(支払った)介護医療保険料の計	(支払った)介護医療保険料の計	
	(支払った)地震保険料の計	(支払った)旧長期損害保険料の計	
⑯ 寡婦(寡夫)、 障害者控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚)	⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	

1 収入金額等	事業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	1,200,000
	利子	エ	
	配当	オ	100,000
	給与	カ	1,809,500
	雑	キ	1,762,856
	その他	ク	612,350
	総合譲渡	ケ	
	短期	コ	
	長期	ク	
	一時	サ	150,000

2 所得金額	事業等	①	円
	農業	②	
	不動産	③	91,548
	利子	④	
	配当	⑤	100,000
	給与	⑥	1,085,600
	雑	⑦	611,906
	総合譲渡・一時	⑧	75,000
	合計	⑨	1,964,054

⑱ 障害者控除	フリガナ 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
	フリガナ 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
⑲~⑳ 配偶者控除・ 配偶者特別控除	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	配偶者の合計所得金額	123,500
⑳ 扶養控除	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄

4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	
	医療費控除	⑪	30,680
	社会保険料控除	⑫	311,270
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	70,000
	地震保険料控除	⑮	25,000
	寡婦(寡夫)控除	⑯	
	勤労学生、 障害者控除	⑰~⑱	
	配偶者控除	⑲	330,000
	配偶者特別控除	⑳	
	扶養控除	㉑	830,000
	基礎控除	㉒	330,000
	合計	㉓	1,926,950

⑳ 扶養控除	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄

16 65歳未満の扶養親族控除(対象外)	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄
	フリガナ 氏名	生年月日	円
	個人番号	同居・別居の区分	続柄

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

### 5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成31年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

◎この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。  
 ◎分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

上場株式等の譲渡所得は、所得税と異なる課税方式(申告不要制度)を選択します。

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、欄外に所得の種類、選択する課税方式を記入します。

セルフメディケーション税制(P9参照)を選択する人は、区分に「1」を記入してください。

# 申告書裏面

## 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	取
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

事業・不動産所得の収支内訳は別紙用紙をご利用ください。

裏

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	(貸家)〇〇町〇〇番地	1,200,000 円	1,108,452 円	

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	△△株式会社	.	100,000 円	0 円
		.		
		.		
		.		
		.		

## 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	△△生命保険	612,350 円	563,300 円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
	短期	長期				イ	ロ
一時	1,600,000		950,000	650,000	500,000	ハ	150,000
ニ 合計イ+{(ロ+ハ)×1/2}							75,000

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大昭・平	専従者給与(控除)額	円
1						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大昭・平	専従者給与(控除)額	円
2						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大昭・平	専従者給与(控除)額	円
3						
所得税における青色申告の承認の有無						
承認あり・承認なし						
合計額						

## 13 事業税に関する事項

非課税所得など損益通算の特例適用前の不動産所得	所得金額	円
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1	ハママツ イチタロウ	〇一〇一〇一〇一×一×一×一△△△△△	浜松市〇区〇〇町〇〇番地△△老人ホーム
2			
3			

## 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	5,000 円
株式等譲渡所得割額控除額	

## 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	金額	円
静岡県共同募進会、日赤静岡県支部	10,000	
条例指定分	静岡県	3,000
	浜松市	3,000

※寄附した団体などから交付された寄附金の領収書等を添付又は提示していただく必要があります。

## ◎参考事項[昨年中に所得のなかった方]

該当記号を○で囲んで記入してください。

a. 下記の人に扶養(援助)されていた。

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ (あなたとの続柄)

b. 学生であった (学校名) \_\_\_\_\_

平成 年 月卒業見込

c. 雇用保険(失業保険)を受給していた。

平成 年 月から 平成 年 月まで 円

d. 遺族年金を受給していた。

e. 障害年金を受給していた。

f. その他 \_\_\_\_\_

所得のなかった人・非課税所得のあった人の記入する欄  
非課税証明、国民健康保険料、児童扶養手当等の資料となりますので、ご記入の上、提出してください。

## 所得の種類

事業	①営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業又は医師、弁護士、外交員、大工など事業から生ずる所得	(別紙)収支内訳書を作成し、申告書に添付してください。
	②農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
③不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得		
④利子	公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託の収益の分配などによる所得 ※源泉分離課税となっている預貯金の利子等は申告できません。 ※特定公社債等の利子等は「上場株式等の配当等」に含まれます。		
⑤配当	株式や出資に係る剰余金の配当、投資信託の収益の分配などによる所得		
⑥給与	給料、賃金、賞などによる所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額で算出します。） 日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は、申告書裏面の「給与所得の内訳」欄に月別の収入、勤務日数等を記入してください。 給与所得は、「給与所得の求め方」（下表）で算出してください。		
⑦雑	公的年金等	a 年金、恩給などによる所得 公的年金等の所得金額は、「公的年金等所得の求め方」（下表）で算出してください。	
	その他	b 互助年金、原稿料、生命保険年金などで上記①～⑦（公的年金等）及び⑧のいずれにも該当しない所得 所得の求め方は、「収入－必要経費」になります。	
⑧	総合譲渡	土地・建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具、金地金など）の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。 なお、特別控除が50万円まであります。	
	一時	賞金、懸賞当せん金、生命保険の一時金などのような一時的な所得 なお、特別控除が50万円まであります。	

◎ 雑所得は a・b の所得の合計金額を申告書⑦へ記入してください。

◎ 総合譲渡（長期）・一時所得はその1/2が課税対象です。

※ 上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得は、申告不要制度、総合課税（配当所得のみ）、申告分離課税のいずれかの課税方式を選択することができます。

市民税・県民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合は、期限内に、所得税の確定申告書とは別に、市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

### 給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額 (A)	給与所得金額
～ 650,999 円	0 円	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(B) × 60%
651,000 円 ～ 1,618,999 円	(A) - 650,000 円	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(B) × 70% - 180,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	969,000 円	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(B) × 80% - 540,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	970,000 円	6,600,000 円 ～ 9,999,999 円	(A) × 90% - 1,200,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	972,000 円	10,000,000 円 ～	(A) - 2,200,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	974,000 円		(B) = (A) ÷ 4 (千円未満切捨) × 4

### 公的年金等所得の求め方

受給者の年齢	収入金額 (C)	所得金額
65歳以上 昭和29年1月1日 以前に生まれた人	～ 1,200,000 円	0 円
	1,200,001 円 ～ 3,299,999 円	(C) - 1,200,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(C) × 75% - 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(C) × 85% - 785,000 円
	7,700,000 円 ～	(C) × 95% - 1,555,000 円
65歳未満 昭和29年1月2日 以後に生まれた人	～ 700,000 円	0 円
	700,001 円 ～ 1,299,999 円	(C) - 700,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(C) × 75% - 375,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(C) × 85% - 785,000 円
	7,700,000 円 ～	(C) × 95% - 1,555,000 円

※ 算出された所得の小数点以下は切り捨てます。



## 各種控除

(平成30年1月～12月までに支払ったもの) ★は申告に必要なもの

⑩	雑損控除	<p>あなたや、平成30年中の総所得金額等が38万円以下の配偶者やその他の親族で、あなたと生計を一にする人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、次のア、イいずれか多い方の金額</p> <p>ア 損失額(損害金額 - 保険金などで補てんされる金額) - 総所得金額等の10%</p> <p>イ 損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円</p> <p>★ 災害関連支出の領収書、り災証明書、損失額のはかるもの</p>									
⑪	医療費控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、適用を受けられます。詳しくはP8～P9の「医療費控除について」をご覧ください。</p> <p>※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を選択することもできます。</p> <p>★ 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書</p>									
⑫	社会保険料控除	<p>あなたが支払った社会保険料及び、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料をあなたが支払った場合、その合計額</p> <p>※生計を一にする配偶者やその他の親族の年金から差し引かれている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で口座振替により、あなたがその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。</p> <p>★ 領収書、源泉徴収票、支払額証明書(国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等)</p>									
⑬	小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合、その合計額</p> <p>★ 支払った掛金額の証明書</p>									
⑭	生命保険料控除	<p>あなたや、あなたの配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料をあなたが支払った場合、適用を受けられます。(限度額70,000円)(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引きます。)</p> <p>※P7の「生命保険料控除計算表」で控除額が計算できます。</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p>									
⑮	地震保険料控除	<p>あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の所有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等により生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等をあなたが支払った場合、その合計額の1/2(限度額25,000円)</p> <p>なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)に係る保険料については、従前の損害保険料控除の適用を受けられます。</p> <p>A+Bの金額(限度額25,000円)</p> <p>A 地震保険料 支払保険料×1/2(限度額25,000円)</p> <p>B 旧長期損害保険料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～ 15,000円</td> <td>支払保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、AとB両方の支払いが証明された保険契約は、AかBどちらか一方(地震保険料控除額が多くなる方)のみに該当するものとして計算。</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p>	支払保険料	控除額	～ 5,000円	支払保険料の全額	5,001円～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円～	10,000円	
支払保険料	控除額										
～ 5,000円	支払保険料の全額										
5,001円～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円										
15,001円～	10,000円										
⑯	寡婦(寡夫)控除	寡婦	<p>あなたが①又は②の条件を満たす場合、適用を受けられます。</p> <p>①夫と死別又は離婚した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者・扶養親族を除く)がいる人</p> <p>②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人</p>	控除額 26万円							
		特別寡婦	寡婦のうち扶養親族である子がいて、かつ合計所得金額が500万円以下の人	30万円							
		寡夫	妻と死別又は離婚した後再婚していない人や妻が生死不明などの人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者・扶養親族を除く)がいて、かつ合計所得金額が500万円以下の人	26万円							
⑰	勤労学生控除	<p>大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が65万円以下の人(ただし、自己の勤労によらない所得が10万円以下)が対象となります。</p> <p>★ 在学証明書又は学生証</p> <p>★ 各種学校や専修学校の生徒は、その学校から交付される証明書</p>	26万円								

⑱	障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合、適用を受けられます。</p> <p>※ 障害者控除は、配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や扶養控除対象外の16歳未満の扶養親族についても適用を受けられます。</p> <p>★ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等</p>	控除額																																						
		<p><b>普通障害者</b></p> <p>身体障害者手帳に身体上に障がいがあると記載されている人、精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、福祉事務所から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人等</p>	26万円																																						
		<p><b>特別障害者</b></p> <p>障がい者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人等</p>	30万円																																						
		<p><b>同居特別障害者</b></p> <p>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>	53万円																																						
⑲	配偶者控除 ※配偶者特別控除を併せて受けられません。	<p>あなたに<b>控除対象配偶者</b>がいる場合、あなたの合計所得金額に応じて下表のとおり、配偶者控除の適用を受けられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けられません。</p>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																											
		あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																				
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円																																						
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円																																						
<p><b>同一生計配偶者</b></p> <p>あなたと生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人</p> <p><b>控除対象配偶者</b></p> <p>同一生計配偶者のうち、あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合</p> <p><b>老人控除対象配偶者</b></p> <p>控除対象配偶者のうち、70歳以上の人（昭和24年1月1日以前生まれ）</p>																																									
⑳	配偶者特別控除 ※配偶者控除を併せて受けられません。	<p>配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円を超え123万円以下で、次のア～エの条件をすべて満たす場合、あなたと配偶者の合計所得金額に応じて下表のとおり、配偶者特別控除の適用を受けられます。</p> <p>ア あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下であること</p> <p>イ あなたと生計を一にしていること</p> <p>ウ 配偶者が事業専従者（青色・白色）でないこと</p> <p>エ あなたの配偶者がこの控除の適用を受けないこと</p>																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者の合計所得金額				38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超 123万円以下	3万円	2万円
あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
配偶者の合計所得金額																																									
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円																																						

②①	扶 養 控 除	あなたに控除対象扶養親族がいる場合に適用を受けられます。 <b>扶養親族とは</b> あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族。他の者の同一生計配偶者・扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人。生年月日により、控除額が変わります。（下記参照） ★ 国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も添付）	控除額
		<b>控除対象扶養親族</b> 16歳以上の人（平成15年1月1日以前生まれ）	33万円
		<b>特定扶養親族</b> 19歳以上23歳未満の人（平成8年1月2日生まれから平成12年1月1日生まれ）	45万円
		<b>老人扶養親族</b> 70歳以上の人（昭和24年1月1日以前生まれ）	38万円
		<b>同居老親等</b> 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人	45万円
	<b>年少扶養親族</b> 16歳未満の人（平成15年1月2日生まれから平成30年12月31日生まれ） ※扶養控除の対象外となりますが、課税・非課税の判定などに使用するため記載してください。	—	
②②	基 礎 控 除	全ての人に適用される控除です。	33万円

※①⑥から②①までの控除を受けられるかどうかの判定は、平成30年12月31日の現況によります。ただし、その人が年の途中で死亡した場合は、その死亡のときの現況によります。

**「生計を一にする」とは**

日常生活の費用を共にすることをいいます。勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※別居の同一生計配偶者や扶養親族がいる場合には、申告書裏面に氏名・住所を記入してください。

### 生命保険料控除計算表

区分	支払った保険料	計算式	控除額					
			一般の生命保険	個人年金保険	介護医療保険			
旧契約	～ 15,000円	支払額	円	円	/			
	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	円	円				
	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	円	円				
	70,001円～	35,000円	円	円				
	旧契約の控除額（A）		①	円		②	円	
新契約	～ 12,000円	支払額	円	円	円			
	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	円	円	円			
	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	円	円	円			
	56,001円～	28,000円	円	円	円			
	新契約の控除額		③	円	④	円	⑤	円
旧契約・新契約の控除額の合計（B）			①+③	円	②+④	円	/	
			(限度額 28,000円)		(限度額 28,000円)			
(A)と(B)のいずれか大きい金額（介護医療保険は⑤の金額）			(ア)	円	(イ)	円	(ウ)	円

市民税・県民税の生命保険料控除額（ア）+（イ）+（ウ）	円（適用限度額 70,000円）
-----------------------------	------------------

- ※配当金や割戻金は、支払った保険料から差し引きます。
- ※旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約など
- ※新契約：平成24年1月1日以後に締結した保険契約など

## 医療費控除について

平成30年中に支払った医療費や特定の医薬品の購入費がある場合には、一定の金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。なお、次の「1 医療費控除」と「2 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」は、どちらか一方を選択して適用を受けることになりますので、両方の控除を併せて適用を受けることはできません。

### 1 医療費控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために平成30年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

※医療費は、平成30年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

#### 《算式》

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成30年中に} \\ \text{支払った医療費} \\ \text{の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left\{ \begin{array}{l} 10 \text{万円} \\ \text{所得の合計額が 200 万円まで} \\ \text{の人は、所得の合計額の 5\%} \end{array} \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高 200 万円)} \end{array}$$

#### 《医療費控除の対象となる医療費》

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの（例示）	控除の対象に含まれないもの（例示）
○医師、歯科医師による診療や治療の対価 ○治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ○助産師による分べんの介助の対価 ○医師等による一定の特定保健指導の対価 ○介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、以下のような費用 ・通院費 ・医師等の送迎費 ・入院の対価として支払う部屋代や食事代 ・医療器具の購入や賃借のための費用 ・義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ・6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの（※1） ○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価（※2）	○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ○健康診断の費用（※3） ○タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） ○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	○親族に支払う療養上の世話の対価
○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ○医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含みます。）
○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	○病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※1 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※2 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービス等の対価のうち、医療費控除の対象となる金額は、指定介護老人福祉施設等や指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に記載されることになっています。

※3 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

#### 《申告に必要な書類》

医療費控除の明細書（添付）

※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付する場合には、明細欄の記入を省略できます。

ただし、次の6項目すべてが記載されているものが対象です。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた人 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称  
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥被保険者等の名称



## 2 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

あなたが平成30年中に健康の保持増進及び疾病の予防に一定の取組（※1）を行っている場合で、あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために特定一般医薬品等購入費（※2）を支払った場合には、次の算式によって計算した金額を医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）として所得から差し引くことができます。（※3）

※1 一定の取組とは、インフルエンザの予防接種、がん検診、定期健康診断、特定健康診査などです。なお、一定の取組に要した費用については控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

※2 医師によって処方される医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費です。

※3 セルフメディケーション税制を選択する場合には、申告書の「医療費控除」欄の「区分」欄に「1」と記入してください。

### 《算式》

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成30年中に支払った特定} \\ \text{一般医薬品等購入費の総額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - 1万2千円 = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高8万8千円)} \end{array}$$

### 《セルフメディケーション税制の対象となる医薬品等購入費》

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品には、購入の際の領収書などにセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご覧ください。

### 《申告に必要な書類》

(1) セルフメディケーション税制の明細書（添付）

(2) 平成30年中にあなたが一定の取組を行ったことを明らかにする書類（添付又は提示）

健康診断などの結果通知表や領収書などで、次の3項目が記載されているものが対象です。

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者又は取組に係る診察を行った医療機関などの名称

※結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをして写しで差し支えありません。

## 3 保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

(1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など

(2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など）

(3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金

(4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

### ◎医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。

明細書の添付により、領収書の添付又は提示は不要となりますが、領収書は5年間保存する必要があります。明細書の記載例については、下記をご参照ください。

また経過措置として、平成31年度分の申告については、従来どおり医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

### 《医療費控除の明細書》

【記載例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
浜松 太郎	■■病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	9,400 円	円
同上	▲▲薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入	700	
浜松 花子	○○診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	4,400	

→ 医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

### 《セルフメディケーション税制の明細書》

【記載例】

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額
○○薬局	ABC胃腸薬、ゼイムSS	2,891 円
□□ドラッグストア	○○○、△△△、□□□	15,580
//	◇◇◇、◎◎◎、▽▽▽	

### 領収書の表示例

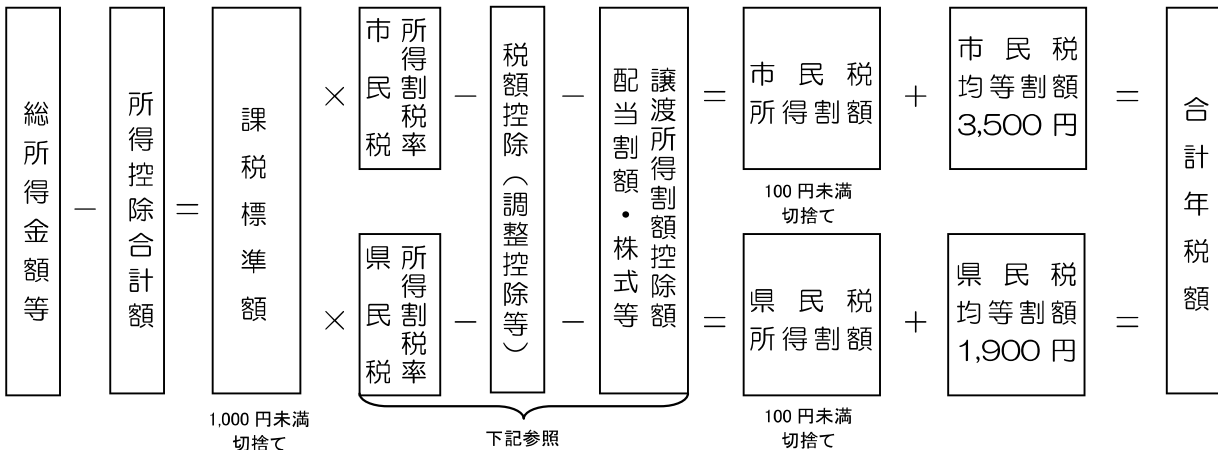
領収書	
○●薬局	△△店 TEL053-***-****
■	2018年7月1日(日) 12:00
★ ABC胃腸薬	¥753
しょうが湯	¥429
月薬	¥1,382
★ ゼイムSS	¥2,138
ハンドソープ	¥537
小計 5点	¥5,239
合計	¥5,239

★印はセルフメディケーション税制対象商品です

※医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、複数行にわたり記載し、合計額を記入します。

※領収書に控除対象医薬品であることが表示されています。

## 市民税・県民税の計算方法



### 《市民税・県民税の税率》

#### (1) 均等割額

市民税	3,500円
県民税	1,900円

※市民税には、「防災・減災のための市民税 500円」が含まれます。

※県民税には、「森林(もり)づくり県民税 400円」と「防災・減災のための県民税 500円」が含まれます。

#### (2) 所得割

市民税	8%
県民税	2%

※分離課税所得については、税率が異なります。詳細は、市民税課までお問合せください。

### 《税額控除》

#### (1) 調整控除

以下の区分に応じて計算した金額が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。

**市民税・県民税の合計課税所得金額が 200万円以下の人**

次の①と②のいずれか少ない金額の5% (市民税 4%、県民税 1%)

- ① 人的控除の差の合計額      ② 市民税・県民税の合計課税所得金額

**市民税・県民税の合計課税所得金額が 200万円超の人**

以下の計算式により、算出された額

人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) の5% (市民税 4%、県民税 1%)

※算出された額が 2,500円未満の場合は、2,500円 (市民税 2,000円、県民税 500円)

所得税と市民税・県民税の人的控除の差

(単位 万円)

控除の種類		控除差	あなたの合計所得金額と控除差		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
基礎控除		5			
障害者控除	普通	1			
	特別	10			
	同居特別	22			
寡婦控除	一般	1			
	特別	5			
寡夫控除		1			
勤労学生控除		1			
扶養控除	特定	18			
	老人	10			
	同居老親等	13			
	その他	5			
配偶者控除	一般		5	4	2
	老人		10	6	3
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超 40万円未満	5	4	2
		40万円以上 45万円未満	3	2	1

※平成31年度から新たに適用される配偶者特別控除で、配偶者の合計所得金額が45万円以上の場合においても、所得税と市民税・県民税の間で人的控除の差は発生しますが、調整控除の対象とはなりません。

## (2) 配当控除

株式配当などの配当所得があるときは、その額に以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

種類		課税標準額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当等				2.24%	0.56%	1.12%	0.28%
特定証券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
	外貨建等証券投資信託			0.56%	0.14%	0.28%	0.07%

※配当などの種類によっては、配当控除の適用を受けられない場合があります。

※申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得は、配当控除の適用を受けられません。

## (3) 住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成30年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。(控除割合は、市民税4/5、県民税1/5です。)なお、控除の適用には、給与の年末調整、又は期限内に所得税の確定申告が必要となります。

①所得税の住宅借入金等特別控除のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額)の5%(97,500円が上限となります。)

※平成26年4月から平成30年までに入居し、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%の場合は、7%(136,500円が上限となります。)

## (4) 寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の金額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

(ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(ふるさと納税)

(イ) 静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

(ウ) 静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

※寄附した団体などから交付された寄附金の領収書等を添付又は提示していただく必要があります。

【控除額の計算方法】

① 基本控除額 = ((ア+イ+ウ) ※1 - 2,000円) × (市民税8%・県民税2%)

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

② 特例控除額 ※2 = ((ア) - 2,000円) × (下表の割合1) × (市民税4/5・県民税1/5)

※2 市民税・県民税の所得割額(調整控除後)の20%が上限となります。

③ 申告特例控除額 ※3 = 特例控除額 × (下表の割合2) × (市民税4/5・県民税1/5)

※3 ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)が適用される場合に加算されます。

課税総所得金額一人的控除の差の合計額	割合1
0円 ~ 1,950,000円	84.895%
1,950,001円 ~ 3,300,000円	79.79%
3,300,001円 ~ 6,950,000円	69.58%
6,950,001円 ~ 9,000,000円	66.517%
9,000,001円 ~ 18,000,000円	56.307%
18,000,001円 ~ 40,000,000円	49.16%
40,000,001円 ~	44.055%

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

課税総所得金額一人的控除の差の合計額	割合2
0円 ~ 1,950,000円	5.105/84.895
1,950,001円 ~ 3,300,000円	10.21/79.79
3,300,001円 ~ 6,950,000円	20.42/69.58
6,950,001円 ~ 9,000,000円	23.483/66.517
9,000,001円 ~	33.693/56.307

### ふるさと納税ワンストップ特例制度(申告特例)

●対象者(以下の3つの条件を満たす人)

- ・給与所得者等で所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出する必要がない人
- ・平成30年中の寄附先(ふるさと納税先)の自治体が5以下の入
- ・「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を期限内に寄附先の自治体へ提出している人

※所得税の確定申告書(市民税・県民税申告書を含む)を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例(申告特例)に基づく寄附金税額控除は無効になります。申告の際には、申告特例の申請を行った寄附金を含む寄附金全てについて申告する必要があります。

### (5) 外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税等が課された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除され、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除されます。それでも控除しきれない場合は、市民税所得割額から控除されます。

※所得税の確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用を受けられます。

### ≪ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 ≫

上場株式等の配当等や源泉徴収口座の上場株式等の譲渡に係る所得について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。（控除割合は下表のとおりです。）

なお、控除の適用には、期限内に、所得税の確定申告書（市民税・県民税申告書を含む）を提出する必要があります。

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

## 市民税・県民税が課税されない人

### ≪ 均等割・所得割どちらも課税されない人 ≫

①平成31年1月1日時点で下記に該当する人

(ア) 生活保護法による生活扶助を受けている人

(イ) 未成年者（平成11年1月3日以降生まれで未婚）、障がい者、寡婦又は寡夫に該当し

**合計所得金額**が125万円以下の人

※障がい者、寡婦又は寡夫の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。

②**合計所得金額**が、次の(ア)又は(イ)の金額以下の人（※1）

(ア) 315,000円

(イ) <同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合>

315,000円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 189,000円

### ≪ 所得割が課税されない人（均等割のみ課税されます。） ≫

①所得控除の合計額が**総所得金額等**を上回る人

②**総所得金額等**が、次の(ア)又は(イ)の金額以下の人（※2）

(ア) 350,000円

(イ) <同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合>

350,000円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族の数 + 1) + 320,000円

【参考】

同一生計配偶者 + 扶養親族の数	非課税（※1）	均等割のみ課税（※2）
無	～315,000円	～350,000円
1	～819,000円	～1,020,000円
2	～1,134,000円	～1,370,000円
3	～1,449,000円	～1,720,000円
4	～1,764,000円	～2,070,000円
5	～2,079,000円	～2,420,000円

同一生計配偶者、扶養親族・・・P6、P7参照。

「同一生計配偶者又は扶養親族がいる」とは

確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの同一生計配偶者又は扶養親族とされている親族がいることを意味します。



## 用語説明

### 「課税総所得金額」とは

下記（ア）、（イ）の合計金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。）から、所得控除合計額を差し引いた金額（1,000 円未満切捨て）をいいます。

### 「合計課税所得金額」とは

下記（ア）、（イ）の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。）から、所得控除合計額を差し引いた金額（1,000 円未満切捨て）をいいます。

### 「総所得金額等」とは

下記（ア）、（イ）、（ウ）の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

### 「合計所得金額」とは

下記（ア）、（イ）、（ウ）の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- （ア）事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- （イ）総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2の金額
- （ウ）申告分離課税（長（短）期譲渡所得については特別控除前）の所得金額の合計額

#### 《繰越控除》

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

## 平成31年度 市民税・県民税から適用される主な改正事項

### 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

#### （1）配偶者控除

合計所得金額が900万円を超える人は控除額が減少し、1,000万円を超える人は配偶者控除の適用を受けられなくなります。配偶者の合計所得金額の上限（38万円）に変更はありません。

#### （2）配偶者特別控除

配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の範囲が、38万円超76万円未満から38万円超123万円以下に拡大されます。控除額はあなたと配偶者それぞれの合計所得金額に応じて決まります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える人は、これまでと同様に配偶者特別控除の適用を受けられません。

詳しくはP6をご参照ください。

## 公的年金等の収入の申告について

### 所得税の確定申告（税務署）

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要です。

ただし、医療費控除等により所得税（源泉徴収税額）の還付がある場合などは、確定申告をすることができます。

### 市民税・県民税の申告（市役所）

所得税の確定申告をしない人でも、下記に該当する人は、市民税・県民税の申告が必要です。

- 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除と違う内容で控除を受ける人
- 前年中に支払った医療費や生命保険料などがあり、控除を受ける人
- 公的年金等以外に事業や不動産などの所得がある人

### 市民税・県民税申告の要否判定表

所得税の確定申告をしない人は、下記のフローチャート（流れ図）で、市民税・県民税申告の要否を判定してください。

収入は、公的年金等の収入のみですか？

はい

いいえ

源泉徴収票に記載されている控除（※）と違う内容で控除を受けますか？  
※社会保険料控除、寡婦（寡夫）控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除

公的年金等以外の所得は、「給与所得」のみですか？

はい

いいえ

勤務先から浜松市へ「給与支払報告書」は、提出されていますか？

はい

いいえ

源泉徴収票に記載されていない控除（※）を受けますか？  
※医療費控除、生命保険料控除など

はい

いいえ

申告が必要です

申告は不要です

申告が必要です

## 公的年金等の収入のみの人

源泉徴収票に記載されている内容のみで控除を受ける人は、  
市民税・県民税の申告は不要です。

- ・申告書の提出がない場合、源泉徴収票の内容で税額を計算します。
- ・医療費や生命保険料などの控除を受ける人は、申告が必要です。

平成30年分 公的年金等の源泉徴収票													
支払を受ける者		住所又は居所											
		(フリガナ)											
		氏名			生年月日			年金の種別					
区分			支払金額				源泉徴収税額						
所得税法第203条の3第1号適用分							円		円				
所得税法第203条の3第2号適用分							円		円				
所得税法第203条の3第3号適用分			*****0				円		*****0				
所得税法第203条の3第4号適用分							円		円				
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他			円
				人			人		人		人		
源泉控除対象配偶者		(フリガナ)			区分	(摘要)							
		氏名			区分								
控除対象扶養親族		(フリガナ)			区分								
		氏名			区分								
16歳未満の扶養親族		(フリガナ)			区分								
		氏名			区分								
支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長													

## 平成30年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者		住所又は居所												
		(フリガナ)												
		氏名			生年月日	明治	大正	昭和	平成					
区分			支払金額				源泉徴収税額							
所得税法第203条の3第1号適用分							千円		円					
所得税法第203条の3第2号適用分														
所得税法第203条の3第3号適用分														
所得税法第203条の3第4号適用分														
本人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他			円	
				人			人		人		人			
源泉控除対象配偶者		(フリガナ)			区分									
		氏名			区分									
控除対象扶養親族		(フリガナ)			区分									
		氏名			区分									
16歳未満の扶養親族		(フリガナ)			区分									
		氏名			区分									
支払者 法人番号 所在地 名称 電話番号														

※上記のイメージはサンプルです。実際の源泉徴収票と異なる場合があります。

## マイナンバー（個人番号）の記載について

市民税・県民税申告書には申告者本人、被扶養者、事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。申告受付の際、申告者本人の番号確認と身元確認をさせていただきますので、以下の書類等をお持ちください。

※被扶養者、事業専従者については確認書類の持参は不要です。

### 1 申告会場で申告する場合

申告会場に来た人	必要な書類
申告者本人	①「申告者本人」の番号確認書類：原本の提示 ②「申告者本人」の身元確認書類：原本の提示 ※マイナンバーカードがあれば身元確認書類は不要
同世帯の親族（市内居住）	①「申告者本人」の番号確認書類：写しの添付 ②「会場に来た人」の身元確認書類：原本の提示 ③代理権確認書類：委任状原本の添付 ※同世帯であることを確認できれば委任状添付は省略可
上記以外の親族	①「申告者本人」の番号確認書類：写しの添付 ②「会場に来た人」の身元確認書類：原本の提示 ③代理権確認書類：委任状原本の添付 ※申告者本人しか持ち得ない書類で代用可
税理士等の代理人	①「申告者本人」の番号確認書類：写しの添付 ②「会場に来た人」の身元確認書類：原本の提示 ③代理権確認書類：委任状原本の添付

### 2 作成済の申告書を申告会場又は窓口で提出若しくは郵送する場合

- ・「申告者本人」の番号確認書類と身元確認書類の写しを同封してください。
- ・収入や控除の内容がわかる資料（源泉徴収票、領収書、証明書など）も同封してください。
- ・作成済の申告書は、添付書類と一緒に封筒等に入れ、記載内容が見えないようにして提出してください。

※窓口：東・西・南・浜北の各区区民生活課、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各協働センター、  
北区・天竜区の資産税課、税務総務課（市役所3階）、市民税課（元目分庁舎2階）

※郵送する場合は市民税課宛てにお願いします。

#### <番号確認書類の例>

通知カード、マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し など



#### <身元確認書類の例>

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、障害者手帳、被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書 など